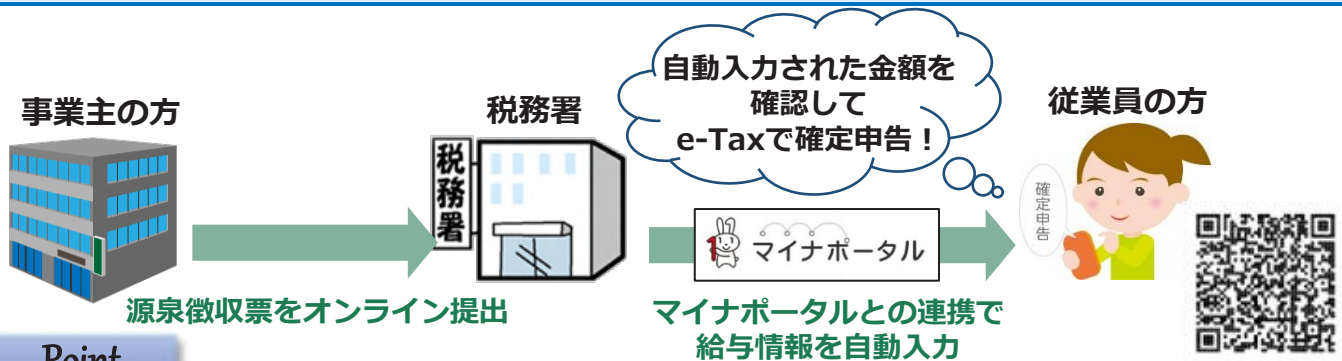


給与所得の源泉徴収票をオンライン提出すると

従業員の方の

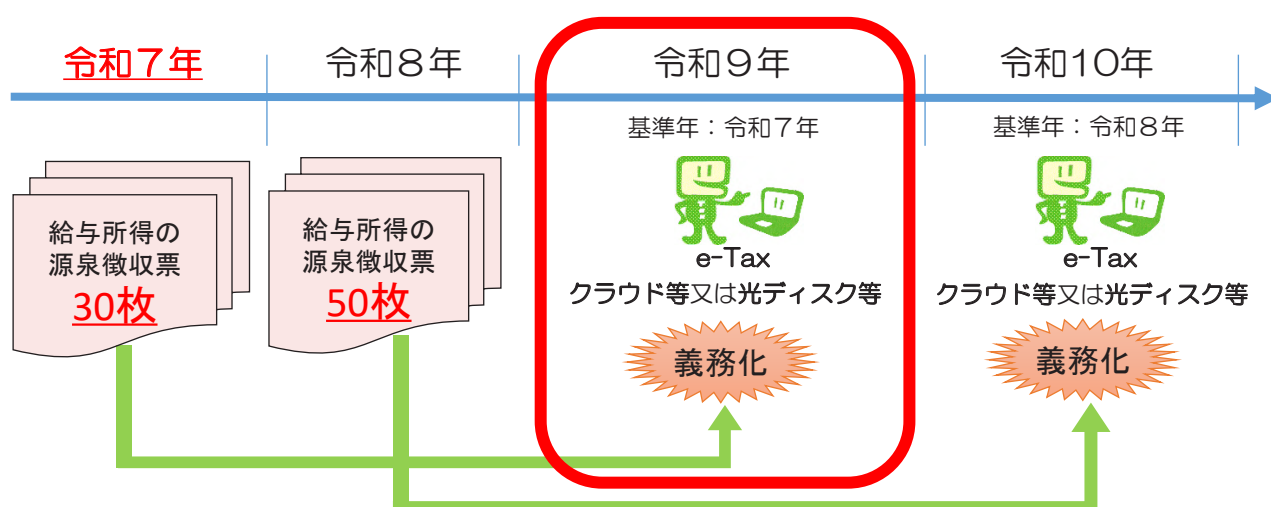
確定申告がさらに簡単に!!



Point

- ◆ 事業主の皆さまから **オンライン提出された給与所得の源泉徴収票が自動入力の対象**となります。
500万円以下の給与所得の源泉徴収票であっても、オンライン提出した場合は、自動入力の対象となります。
※ オンライン提出とは、e-Tax又は認定クラウド等による提出のほか、eLTAXの「電子的提出一元化機能」を利用した場合が該当します。
 書面や光ディスク等で提出した場合は該当せず、自動入力の対象となりません。
- ◆ **eLTAXなら、より簡単にオンライン提出が可能です!**
- ◆ 給与所得の情報を正しく連携するため、給与所得の源泉徴収票に記載する、**従業員の方のマイナンバー、氏名（カナ含む）、住所、生年月日等については、記載誤りや不足・不備が無いようご注意ください。**

法定調書を30枚以上提出した方へ e-Tax等による提出が義務になります!



令和7年中に提出する法定調書の枚数が**30枚以上**[※]となった方は、**令和9年に提出する法定調書を、e-Tax、クラウド等又は光ディスク等により提出する必要があります。**

該当する法定調書は、**書面で提出できません**ので、e-Tax等による提出のご準備をお願いします。

※ 30枚以上の判定は、法定調書の種類ごとに行います。